

「さいたま都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「区域区分」の見直しについて  
(さいたま市決定)

【報告事項 1 関係】

# 「さいたま都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」 及び「区域区分」の見直しについて（さいたま市決定）

## 1. 整備、開発及び保全の方針（整開保）

- ・当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口・産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、都市計画の基本的な方向性を示すものとして定めるもの（都市計画法第6条の2の規定に基づく法定の都市計画）。

## 2. 変更理由

- ・5年ごとに実施している「国勢調査」や、「都市計画基礎調査」の結果など社会情勢の変化を踏まえ、区域区分の定期見直しを行い、その基本方針を示す整開保も見直すもの。
- ・地方分権一括法により、策定権限が埼玉県から本市に移譲されたことを受け、前回の第7回定期見直しから本市が策定しているもの。

## 3. 内容・主な変更点

### （1）基本的な考え方

- ・新たな「さいたま市総合振興計画」で示す都市づくりの将来目標との整合を図りつつ、本市の根幹的な都市計画に関する事項を定める。
- ・国、埼玉県の各種計画の近年の動向を反映するなど、記載内容を見直し。

### （2）区域区分の目標年次

- ・令和7年

### （3）区域区分の有無及び方針

- ・人口、産業フレームを目標年次のものに見直し。  
※市街化区域の概ねの規模については変更しない。

## 4. スケジュール（予定）

令和4年	4月	都市計画法16条の規定に基づく原案閲覧
	5月	都市計画法16条の規定に基づく公聴会
	10月	都市計画法17条の規定に基づく縦覧
	11月	さいたま市都市計画審議会に付議
令和5年	1月	国土交通大臣同意
	2月	都市計画決定告示